



令和 8 年 8 月 12 日
午前・午後 1 時 9 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係
		

令和 8 年 8 月 12 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 鷹野 正志

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
「令和 8 年熊本地震」を受け、本町においても南海トラフ巨大地震への危機感や防災への意識が高まっているものと推察します。四国の最南端、本町にとって大規模災害への備えは一刻の猶予も許されない最重要課題であります。「天災は忘れたころにやって来る」という言葉がありますが、地震だけでなく線状降水帯による豪雨など大規模な自然災害は日本のどこかで常に起きている災害の多い 21 世紀です。 本町においては、現在防災対策として「事前復興計画」・「個別避難計画」の策定や、「トイレカー」の導入、避難路、防災資機材や食料の備蓄整備など、様々な先進的・積極的な取り組みを進めており、高く評価しています。 一方で、計画や最新の資機材等も、発災直後の想像を超える過酷な状況や混乱した現場で、実際に機能しなければ町民の命は守ることはできません。 そこで、先の能登半島地震や熊本地震で浮き彫りになった教訓を踏まえ『南海トラフ巨大地震を想定した本町の防災対策の課題とさらなる実効性の向上について』私を感じている疑問や課題についてお伺いします。	町長

1. 災害時協力井戸の運用課題と生活用水の確保について

先般の熊本地震では、大規模な断水が続き、民間の協力井戸や銀行の防災井戸が「生活用水」として住民の避難生活を支えた事例は本町にとって非常に重要な教訓です。実際のところ、備蓄飲料水よりも生活用水の不足が問題となりました。そこでお伺いします。

(1) 本町の井戸所有者の実態調査や登録募集の進捗状況と現在の登録件数、そして熊本地震を教訓とした生活用水確保に対し町はどのような認識、位置づけをし、今後どのような計画をたてているかお伺いします。

(2) 生活用水の確保において、災害時協力井戸の活用と併せ、町が保有するタンクローリーの機動力を生かすことも重要です。本町には、あけぼの温泉や水道課、消防署にタンクローリーが配備されていますが、孤立が懸念される集落や避難所へ生活用水を輸送する「一元的な運用体制」は構築されているのでしょうか。

2. 災害時のトイレ対策について

先の震災では「トイレ」が深刻な課題になりました。

(1) マンホールトイレ

本町では、マンホールトイレは指定避難所整備工事として整備が進められており、トイレ対策として重要な整備であると認識しています。

そこでお伺いします。発災した際、下水道管等の損傷等を確認した上での運用になると思いますが、具体的な判断基準や運用基準は整備されているのか。また今後、マンホールトイレをさらに整備する考えはあるのかお聞きします。

町長

(2) トイレカー

本町では、トイレカーの整備も進められ、自走式トイレカーとトイレ付移動事務室車の2台を購入予定で、平時には防災訓練やイベント等にも活用するとの説明を受けております。そこでお伺いします。

発災時、どの避難所へどの車をどのタイミングで誰が配置するのか。また、「し尿の収集・運搬・処分」の一連のし尿処理の具体的な運用計画・マニュアルは策定されているのか、お伺いします。

(3) 簡易トイレ

発災直後、避難所などでトイレに行きたくないため、水分摂取を我慢し、エコノミークラス症候群を発症し、災害関連死に至った例は能登半島地震や2016年の熊本地震でも多数ありました。この時以来「トイレ問題」が大きくクローズアップされました。

私は発災直後から安全に使える「簡易トイレ」が備蓄の中でも最優先されるべき備蓄用品だと考えます。そこでお伺いします。

本町の現在の簡易トイレの備蓄量は、どのくらいで、備蓄予定の積算方法はどのように決めたのか。また、この簡易トイレの整備について今後どんな計画・施策があるのか、具体的にお聞かせください。

3. 高度な救急医療体制の確立と激甚災害に対応できる適切な消防吏員の人員確保について

3月議会の当初予算で、高規格救急自動車の更新が可決されました。これに伴い、より高度な救命処置に対応できる「救急救命士」の確保が重要となります。そこで現在の消防吏員の配置状況について、お伺いします。

(1) 消防吏員の定数は、自治体の人口や面積、また消防車

町長

両の台数などにより、町の条例で定められていると思うのですが、定数に対し消防吏員の実数は、現状どうなのか、お聞きします。

(2) 現在消防吏員の勤務体制は2交代制ですが、以前は3交代制でした。それぞれメリット・デメリットがあると思いますが、2交代制になった理由とその検証をお聞かせください。

(3) 現在救急車両は3台ありますが、毎年公表されている消防年報をみると救急出場件数は、増加傾向にあります。救急車は、原則救命救急士を含む3名以上で編成し行動しなければなりません。時間別の出場件数をみると重複した出場も増加傾向にあるのではと推測され、場合によっては人員が足りず、迅速・的確で、十分な救急処置にあたっているのか非常に心配です。

また本町のように広く、リアス式海岸で半島部を抱える地理的特性を持つ自治体では、災害時には人員が全く足りなくなるという構造的な問題を抱えています。

救命救急士を含む消防吏員を増員し、適切で実効性のある人員確保をすべきだと考えますが、理事者の見解を求めます。